

東京都市計画流通業務団地南部流通業務団地の変更（東京都決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>区部流通業務団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく、「流通業務施設整備に関する基本方針（昭和 41 年建設省）」により、区部に 4 か所（大田区・板橋区・足立区・江戸川区）、集約的に流通業務施設（普通倉庫、冷蔵倉庫、トラックターミナル、卸売業等）を整備した物流拠点であり、行政等が基盤整備を行い、業種別、街区毎に民間事業者等が施設を整備・運営している。</p> <p>この物流拠点は、当時の物流施設ニーズを踏まえて都市計画における「流通業務団地」等に定められ、これまで約 50 年間、首都圏を支える物流拠点としての役割を担ってきた。</p> <p>近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。</p>	<p>○流通業務市街地の整備に関する法律 昭和 41 年 7 月制定</p> <p>○南部流通業務地区 昭和 43 年 3 月 12 日告示</p> <p>○南部流通業務団地 昭和 43 年 3 月 12 日告示</p>
<p>2 位置</p>	<p>大田区平和島二丁目、三丁目及び六丁目各地内 （南部流通業務団地：面積約 64.7ha）</p>	<p>○流通業務施設 （面積約 51.3ha）</p>
<p>3 都市計画の変更内容</p>	<p>① 施設区分について 街区毎の区分から総合的施設が可能になる「流通業務施設」へ変更する。</p> <p>② 建蔽率について 建築物の建築面積の建築敷地に対する割合は 60%の上限から、準防火地域内の耐火建築物または街区の角にある敷地内の建築物については 10%を加えることが可能にする。</p> <p>③ 公共施設について 道路の付替えにより整備された区画街路と公園を追記する。</p>	<p>○変更前の施設区分 トラックターミナル、卸売業、普通倉庫、冷蔵倉庫の 4 区画</p> <p>○建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号イのうち耐火建築物又は第 2 号のいずれかに該当する建築物の場合</p>

4 説明会の概要	<p>【説明会】 日時：令和元年12月2日午後4時 参加者12名 場所：入新井特別出張所 4階大集会室 主な意見：都市計画の変更に関する意見は特になし</p>	
5 公告・縦覧	<p>【公告】 令和元年12月3日</p> <p>【縦覧】 期間：令和元年12月3日（火）から12月17日（火） 場所：大田区まちづくり推進部都市計画課 （東京都決定のため東京都都市整備局でも縦覧） 縦覧者：0名</p> <p>【意見書の提出】 期間：令和元年12月3日（火）から12月17日（火） 意見書提出数：0通</p>	
6 今後の予定	<p>○東京都都市計画審議会開催 令和2年2月上旬（予定）</p> <p>○告示 令和2年2月下旬（予定）</p>	